

株式会社すみか

内部通報規程（公益通報者保護規程）

第1条（目的）

本規程は、株式会社すみか（以下「当社」という。）において、法令違反その他不正行為の早期発見および是正を図るとともに、自浄作用の向上、風評リスクの低減、企業としての社会的信頼の確保を目的として、内部通報制度（以下「ヘルプライン」という。）を設け、その運用方法その他必要な事項を定めるものである。

第2条（対象者）

本規程は、当社の役員、正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員など、当社の業務に従事するすべての者（以下「役職員」という。）を対象とする。

第3条（通報等の方法）

1. 役職員は、次のいずれかのヘルプライン窓口に対し、電話、電子メール、または直接の面談により通報することができる。

- (1) コンプライアンス統括責任者
- (2) 社内通報窓口（管理部門）
- (3) 代表取締役
- (4) 外部通報窓口（JANPIAのヘルプラインを使用する）

2. 緊急性や社内での対応が困難と判断される場合には、外部機関（行政機関、弁護士等）への通報も妨げない。

3. 契約や規程上の守秘義務は、正当な内部通報の妨げとなってはならない。

第4条（不利益取扱いの禁止）

当社は、通報者が通報を行ったこと、またはその調査に協力したことを理由として、当該通報者に対して、懲罰・人事評価上の不利益・降格・解雇その他一切の不利益な取り扱いを行わないものとする。

第5条（規程の改廃）

本規程の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

附則

この規程は、2025年5月1日より施行する。